

2026年度 労働基準監督官 A本試験（専門試験 [多肢選択式]） 講評

No.	科目	出題内容	正解	正答率※	講評
1	労働法	裁量労働制	3	B	<b>【労働法】</b> 労働基準法の条文からの出題が減り、判例や労働組合法、労働者派遣法など、幅広く労働法全体が出題された。No. 1の正答率が低いのは、肢1で高度プロフェッショナル制度に関する記述があることから、裁量労働制全体の問いではなく、高度プロフェッショナル制度に関する問いであるとの思い込みが生じた結果、肢3を誤りとした人が多かったのではないかと考えられる。No. 6の労働安全衛生法とNo. 7の労働者災害補償保険法の正答率が低いのは致しかたないが、正解肢が基本であることから、労働基準監督官を第一志望とする人は正解したい。 <b>【労働事情】</b> 出題数、各問題のテーマ構成等は例年通りとなった。なお、各問題とも総務省統計局、厚生労働省などが公表している白書や統計データを押さえておくことが必要なのはこれまで通りであるが、今年度は統計局公表の資料から直接の出題は見られず、これらの統計については「労働経済白書」からの出題に置き換えられた。No. 8の我が国の就業に関する問題は、雇用者数の動向、障害者雇用、不本意非正規労働者、外国人雇用などが出題されている。各記述ともに基本的内容を問うものであったので、解き易かったといえる。No. 9の雇用失業情勢は、失業者（率）、求人倍率、労働力人口等が出題されているが、各用語の定義を知っていれば判断できる肢もあり、総じて解き易かったと思われる。No. 10の労働時間に関する問題は、厚生労働省「就労条件総合調査」、「毎月勤労統計調査」及び「労働経済白書（令和7年版）」からの出題となったが、どれも判断し易かったと思われる。No. 11の賃金に関する問題は、昨年に引き続き「賃金構造基本統計調査」からの出題となった。各肢では細かい点を問うていることから、比較的難しい問題であったと思われる。No. 12の労働組合・労使関係の問題では、これまで3年連続で出題されていた制度的な知識を問う肢がなくなり、労働組合に関する統計やアンケートの内容を問うものとなった。比較的細かい点まで問うていることで難しく思えるが、正解肢が容易に判断できるので本問は解き易かったと思われる。
2		年次有給休暇	1	A	
3		労働協約	3	B	
4		懲戒処分	4	A	
5		労働者派遣	4	A	
6		労働安全衛生法	1	C	
7		労災保険	4	C	
8	労働事情	我が国の就業状況	3	C	
9		我が国の雇用失業情勢	4	B	
10		我が国の労働時間等状況	1	B	
11		我が国の賃金状況	1	A	
12		我が国の労働組合と労使関係	5	A	
13	憲法	人権の享有主体	2	A	<b>【憲法】</b> 例年どおり、人権2問、統治2問という構成であった。No. 13の人権の享有主体と、No. 14の参政権で問われた判例は有名であり、正答率は高い。No. 15の国会では、法律の制定手続において両院協議会の開催は任意である、内閣総理大臣の指名において衆議院の先議権はない、衆議院が解散された際の総選挙後に開催されるのは特別会である、といった基礎知識があれば、消去法で正解できる。No. 16の地方自治では、記述エで道州制の合憲性に関する理解が問われているが、地方議会の解散請求についての知識があるかが鍵となる。
14		参政権	4	A	
15		国会	1	A	
16		地方自治	3	A	
17	行政法	行政行為の分類	1	A	<b>【行政法】</b> 作用法2問、救済法2問という構成であった。No. 17は、各行政行為の意義と具体例を問う古典的な問題である。正答率は高くないが、すべての記述が基礎的であり、正解すべき問題である。No. 18の行政指導は、行政手続法の条文知識をメインにしているが、侵害留保説と有名判例の知識があれば、消去法で正解できる。No. 19の訴えの利益では有名判例の知識を問うている。長沼ナイキ訴訟（記述ウ）、東京12チャンネル事件（記述オ）を正確に判断できたかで決まる。No. 20では損失補償に関する細かい判例の知識を問うている。判断に迷う肢（1・4）もあるが、肢3の判例は有名であり、これを知っていたかが鍵となる。 憲法、行政法とも、例年どおりの難易度であり、過去問の繰り返しが重要であるといえる。
18		行政指導	1	A	
19		訴えの利益	5	A	
20		損失補償	3	B	
21	民法	行為能力	4	A	<b>【民法】</b> 各分野の出題数は、総則、債権総論、親族・相続から各1問、物権から2問であり、担保物権・債権各論からの出題はなかった。また、出題形式は、単純正誤問題が1問、組合せ問題が4問であり、昨年度と比べ後者が1問増えた。昨年度のように極端に正答率の低い問題がなかったのは、基本的な条文・判例を問う問題が多かったことが要因だろう。さらに、No. 21の行為能力、No. 22の即時取得、No. 23の共有等は、今年度の特別区や裁判所事務官で出題されており、同じ条文・判例が複数の試験種で問われているので、先に実施された本試験の受験後に知識の確認を怠らなかつた受験生は、今回の試験では正答率が高かったのではないかと考える。ただし、このようなことは異例なので、受験生としては、過去問演習を繰り返し、既出の知識が問われた場合に、確実に正誤を判別できるように努めるしかない。
22		即時取得	3	A	
23		共有等	2	A	
24		債権者代位権	5	A	
25		遺言	4	A	
26	刑法	生命・身体・自由等に対する罪	5	A	<b>【刑法】</b> 3問とも各論からの出題であった。例年、総論と各論の両分野から出題されていたので、異色の出題といえる。No. 26は生命・身体・自由等に対する罪、No. 27は財産罪、No. 28は名誉・信用・業務に対する罪について、各構成要件と関連判例を幅広く問うている。No. 26とNo. 27は基礎的であり、ともに正答率は高い。No. 28は、名誉毀損罪と侮辱罪の違いは事実の適示の有無であるという基礎知識で、肢3を積極的に正解したい。難易度は例年並みだが、3問とも特定の犯罪に限定した問題ではなかったため、今後は幅広い学習が必要になると思われる。
27		財産に対する罪	2	A	
28		名誉・信用・業務に対する罪	3	A	
29	経済学・経済事情	需要関数	5	A	<b>【経済学・経済事情】</b> No. 29は最適消費条件から需要関数を導出するものである。計算過程が少し複雑と思いつてもよいが、計算ミスをしなれば正答にたどり着ける。No. 30は最適消費に関する問題である。レオンチェフ型効用関数についての知識があれば容易に解答できる。No. 31は生産関数の計算問題で、計算が比較的難しいものとなっているため、苦戦した受験生が多かったと考える。No. 32はクールノー均衡に関する計算問題である。定番的な論点であり、確実に正解したい。No. 33はゲーム理論に関する問題である。ゼロサムゲームの出題は稀であるが、選択肢が絞りがやすく難易度はそれほど高くない。No. 34はAD-AS分析の穴埋め問題で、IS-LM分析と関連させた問題であった。財政政策や金融政策によってIS曲線やLM曲線がシフトし、これがAD曲線に影響を与えることを問うているが、基本的知識で解けるため、比較的解き易かったと考える。No. 35はIS-LM分析に関する計算問題である。基本レベルの頻出の分野であり、確実に正解したい。No. 36は投資理論の問題で、投資実行の可否を判断させるものである。投資収益の計算が難しいと感じた受験生は苦戦したと考える。No. 37は物価に関する文章題である。明らかに誤りの記述があり解答し易い問題であった。 No. 38は我が国の投資や消費動向について「経済財政白書」を下敷きにしての経済事情の問題である。各肢の論点が少し細かい点もあったので、比較的難しかったと考える。No. 39は我が国の経済の動向に関する問題である。GDPの動向について把握していれば、正解の選択肢を選ぶことができるので、難易度は高くない。No. 40は米国、中国及び我が国の経済関係を問う問題で、「外交青書」「通商白書」からの出題となった。基本的な内容を問うているので比較的解き易かったと考える。No. 41は世界の実質GDP成長率に関する問題である。ロシア、ベトナムについては容易に判断できるので、例年よりも解答し易い問題であった。
30		最適消費	4	C	
31		生産関数	3	C	
32		クールノー均衡	5	A	
33		ゲーム理論	1	B	
34		AD-AS分析	2	C	
35		IS-LM分析	5	A	
36		投資理論	3	B	
37		物価	3	B	
38		我が国の消費や投資の動向	1	A	
39		我が国の経済の動向	1	C	
40		米・中の経済及び我が国との経済関係	2	B	
41		世界の実質GDP成長率	5	B	



2026 年度 労働基準監督官 A 本試験（専門試験 [多肢選択式]） 講評

No.	科目	出題内容	正解	正答率※	講 評
42	労働経済・ 社会保障	賃金・労働供給時間の変化	1	B	<p><b>【労働経済・社会保障】</b></p> <p>No. 42 はミクロ経済学の最適労働供給の問題である。賃金の上昇によって変化する労働時間（余暇時間）の動きを代替効果及び所得効果に分解して把握することで正解を見つけられる。最適消費の派生論点であることから比較的解き易かったと考える。No. 43 は労働市場における課税政策の効果を問うものである。労働供給が「1000」で一定であることから、労働供給の賃金弾力性はゼロとなり、労働供給曲線は垂直に描かれる。このとき労働者に課税した場合、税負担は供給者側である労働者がすべて負担することになる。また、均衡点は課税前と同じになるので死荷重も発生しない。作図ができれば解ける問題といえる。No. 44 は「経済財政白書」「労働経済白書」から我が国の労働経済状況を問うものであった。「M字カーブ」など主要論点も出題されているものの、総じて細かい点を問うものとなっており、比較的難しかったと考える。No. 45 は「厚生労働白書」からの出題で、年金、地域包括ケアシステム、後期高齢者医療制度などが問われた。総じて細かい論点が多かったことから解きにくかったと考える。No. 46 は「令和7年版こども白書」からの出題で、各肢の論点については常識的に判断できるものや教養対策の時事知識で判断できるものもあったが、細かい数値なども聞かれていることから解きにくかったと考える。</p> <p><b>【社会学】</b></p> <p>社会学はいずれも易問であった。まず、No. 47「Z. バウマンの学説」であるが、並んでいる選択肢はバウマンのほか、最近の学者を扱うものであったとはいえ、単なる人名と学説の組み合わせ問題である。No. 48「シカゴ学派の研究者及びその学説」の問題も、ともに人名と学説の組み合わせ問題であって、非常に簡単なものであった。したがって、全問正解できなければならない問題であった。</p>
43		労働市場における課税政策	4	C	
44		我が国の労働経済の状況	5	C	
45		我が国の社会保障	4	C	
46		我が国の子供・子育てをめぐる状況	2	C	
47	社会学	Z. バウマンの学説	5	C	
48		シカゴ学派	2	A	

※ 正答率（A：60%以上、B：40%以上60%未満、C：40%未満）は、LEC公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（5/28時点）に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は、LEC公務員 Web サイトの専用ページ（<https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/>）にてご案内しています。